

～市政に関する素朴な疑問や質問はありませんか～

「はい、いわき市役所です」 の放送内容を紹介します



市では、FMいわきの市政情報番組「いわきWith」の中で、市民の皆さんからの市政に関する疑問や質問に市職員が答えるコーナー「はい、いわき市役所です」を放送しています。今月号では、過去に放送した内容の一部を紹介します。

Q 高齢者に対して、公共施設の入場料や使用料を割引している市町村が増えているようですが、いわき市の現状について、教えてください。

A 本市にも、市内に住む65歳以上の方に対して入場料などを割引している公共施設が7箇所あります。その施設は、草野心平記念文学館や暮らしの伝承郷、市立美術館、市文化センター、アンモナイトセンター、石炭・化石館、勿来関文学歴史館です。また、これらの施設では、障害者手帳をお持ちの障害のある方や市内の小・中学生、高校・高専生、幼稚・保育園児など、児童・生徒なども割引の対象としています。



Q 全国各県を歩み、6年前に小名浜に永住しました。今までに住んできた場所の中で、いわき市の税金が一番高いように感じるのですが…。

A 本市の税金は、主なものとして、市県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税（国保税）などがあります。

本市の税金は、他市町村に比べて決して高いということはありません。まず、個人市県民税の所得割額は、全国一律の10%の税率で課税されることとなります。また、固定資産税についても、地方税法で定められている標準税率を使用しているなど、多くの市町村と同様の税率となっています。

国保税については、平成20年度中において、福島県内の市町村の一人当たりの国保税額と比べると、本市が86,693円に対し、県内すべての市町村の平均が81,233円となっていますので、これに比べると本市の税額は5,500円ほど高くなっています。しかし、県内の主要な市においては、福島市が87,146円、郡山市が93,347円となっており、この2市に比べると安い税額となっています。



市政に関する素朴な疑問や質問を募集しています!!

広報広聴課広報係 ☎22-7402 FAX22-7469
Eメール kohokocho@city.iwaki.fukushima.jp

「はい、いわき市役所です」の番組の中で取り上げる、市民の皆さんからの市政に関する疑問や質問を募集しています。疑問や質問がある方は、ハガキに質問内容を記載の上、〒970-8686 広報広聴課へ郵送してください（FAX・Eメールも可）。

※投稿者の氏名については、公表しません。また、寄せられた疑問・質問すべてに回答するものではありません。

職 種	採用予定 人	受 験 資 格
一般事務職	5人程度	昭和59年4月2日以降に生まれた方で、短大・高専・専修学校（修業年限が2年以上の専門課程）を卒業または来年3月までに卒業見込みの方。 また、昭和61年4月2日以降に生まれた方で、高校を卒業または来年3月までに卒業見込みの方 ※大学卒業（見込み）者は受験できません。
技 術 職 （土 木）	2人程度	
技 術 職 （化 学）	1人程度	
消 防 職	3人程度	昭和61年4月2日以降に生まれた方で、短大・高専・専修学校（修業年限が2年以上の専門課程）を卒業または来年3月までに卒業見込みの方。 また、昭和63年4月2日以降に生まれた方で、高校を卒業または来年3月までに卒業見込みの方 ※大学卒業（見込み）者は受験できません。
保 育 士	3人程度	昭和59年4月2日以降に生まれた方で、資格を有するか、来年3月までに取得見込みの方
幼稚園教諭	3人程度	昭和59年4月2日以降に生まれた方で、免許を有するか、来年3月までに取得見込みの方

平成23年度

市職員

（初級職）

を募集

▼試験日 第一次試験 9月26日(日)
▼試験会場 福島工業高等専門学校
▼申込方法 職員課、各支所・市民サービスセンターに備え付けの申込書に必要事項を記入し、職員課へ提出（郵送の場合は、〒970-8686

職員課へ）
※申込書は、市ホームページからも入手できます。
▼受付期間 8月16日(月)～9月3日(金)消印有効
○身体障害者手帳をお持ちの方へ
一般事務職および技術職に限り、年齢要件が二歳緩和されます。なお、自力で

○お問い合わせ
職員課人事係
☎22-7403

通勤ができ、介助なしに職務の遂行が可能で、活字印刷の出題および、口頭による面接試験に対応できる方を対象とします。

児童扶養手当の支給範囲が 新たに父子家庭の皆さんにも拡大されます!



児童家庭課児童家庭係 ☎22-7452

ひとり親家庭に対する自立を支援するため、児童扶養手当法が改正されたことに伴い、8月1日から、一定の要件を満たした父子家庭の父にも児童扶養手当の支給範囲が拡大されます。受給するためには、市への申請（認定請求）が必要ですので、11月30日(火)までに最寄りの地区保健福祉センターまたは支所（内郷を除く）へ申請してください。

▶支給要件 次のいずれかに該当する子について、父がその子を監護し、生計を同じくしている場合
①父母が婚姻を解消した子 ②母が死亡した子 ③母が一定程度の障害の状態にある子 ④母の生死が明らかでない子 など

※支給要件に該当するかについては、児童家庭課または各地区保健福祉センターへお問い合わせください。
※現在、支給要件に該当している方は、11月30日(火)を過ぎると、申請月の翌月分からの支給となります。
※初回の手当（8月～11月分）は12月に支給します。

💡現在、児童扶養手当を受給している皆さんへ

児童扶養手当現況届の手続きが必要となります。7月下旬に届出用紙を郵送しますので、8月2日(月)から31日(火)までの間に、各地区保健福祉センター、または支所（内郷支所を除く）で手続きをしてください。手続きをしないと、8月分以降の手当が一時差し止めとなりますので、ご注意ください。